

令和 2 年 7 月 8 日
在デンマーク日本国大使館

7月8日から集会禁止措置の人数制限を100人までに緩和
(新型コロナウイルス関連情報)

1 集会禁止の制限人数が50人から100人に緩和

7月8日、デンマーク警察庁は、集会禁止措置の人数制限の緩和について発表し、本日8日より制限対象となる人数がこれまでの50人から100人を超える人数に緩和されました。

なお、個人の住宅や庭での集会には制限は課せられていません。また、結婚式のように、参加者が基本的に着席するイベントの場合は、最大500人まで許容されるとしています。

(コロナポータルサイト：デンマーク語)

<https://politi.dk/rigspolitiet/nyhedsliste/forsamlingsforbuddet-gaelder-nu-for-flere-end-100-personer/2020/07/07>

2 感染者数

7月8日午前8時現在のデンマークの感染者数は以下のとおりです。(国立血清学研究所発表に基づく。)

感染者数 合計 13,101名(7月7日から12名増加)

死亡者数 合計 609名(7日から増加なし)

治癒者数 合計 12,202名(7日から18名増加)

デンマーク 12,900名(死亡者609名,入院者18人,治癒者数12,001名,検査人数累計931,373名)

フェロー諸島 188名(死亡者0名、治癒者数188名,検査人数累計17,976名)

グリーンランド 13名(死亡者0名、治癒者数13名,検査人数累計4,361名)

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

(デンマーク・コロナポータルサイト：デンマーク語)

<https://politi.dk/coronavirus-i-danmark/rejser/rejser-ind-i-danmark>

(同：英語)

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark/travelling-in-or-out-of-denmark>

(在デンマーク日本国大使館HP)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本政府はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。また、デンマークから日本に帰国した場合は、帰国後の検疫や2週間の待機などが要請されますので、ご注意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_164.html#ad-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を2名（家族連れなどで2名を超える場合は1グループごと）と制限しております。係員が順番に案内いたしますので、ご協力よろしくお願い致します。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班
ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電話 3311-3344 （閉館時はまず緊急電話対応業者につながります）

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。